

令和6年12月

お客様各位

佐賀東信用組合

現金・通帳・証書等のお預かりについて

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当組合では、お客様からの信頼にお応えするため、現金、通帳・証書、払戻請求書等のお預かりとご返戻の際の手続きについて、明確化に努めております。何卒ご理解とご協力ををお願い申し上げます。

1. 当組合職員が、訪問先でお客さまから現金、通帳・証書、払戻請求書等をお預かりする場合は、必ず当組合所定の「受取書」を発行いたしますのでお受け取り下さい。
2. 「受取書」をお渡しした際は、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。
3. 「受取書」の代わりに「名刺」や「メモ」等をお渡しすることはありません。
4. 所定の手続きが完了するまで、「受取書」は大切にお持ちください。通帳・証書等の返却時に「受取書」を回収させていただきます。
5. いかなる場合も、当組合の職員が、お客様のご印鑑をお預かりすることはありません。
6. 「受取書」の発行を受けていないなどご不審・ご不明な点がございましたら、当組合「法務部」までご連絡ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

平日午前9時～午後5時まで

(祝祭日を除く)

TEL: 0952-30-2123

佐賀東信用組合 法務部